令和５年４月１７日

最高裁判所　御中

<table>
<tr><td colspan="5">上　　告　　状</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上
告
人</td><td colspan="3">〒４５０－０００２
名古屋市中村区　×　×　×　×
×　×　×　×
愛知連帯ユニオン　執行委員長　元座　毅　印
モバイル/電話　×　×　×　×　×
ＦＡＸ　×　×　×　×　×</td><td rowspan="3">受付日付印欄</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被
上
告
人</td><td colspan="3">〒４６０－８５０１
名古屋市中区三の丸三丁目１番２号
愛知県
上記代表者兼処分行政庁　愛知県労働委員会
上記委員会代表者会長　佐脇　敦子
（補助参加人　欄外）</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">訴訟物の価額</td><td>１６０万円</td><td>貼 用 印 紙</td><td>２６０００円</td></tr>
<tr><td colspan="5">上記当事者間の名古屋高等裁判所　令和４年（行コ）第６０号
不当労働行為救済命令取消請求控訴事件につき，
同裁判所が令和５年４月１３日に言い渡した判決（当日受領）は不服であるから上告を提起する。</td></tr>
<tr><td colspan="5">控　訴　審　判　決　の　表　示</td></tr>
<tr><td colspan="5">1 一審原告及び一審被告の各控訴をいずれも棄却する。
2 原判決主文第１項を別紙１「更正目録」記載のとおり更正する。
3 一審原告の控訴費用は一審原告の、一審被告の控訴費用（当審における 補助参加によって生じた費用は除く。）は一審被告の、当審における補助参加の費用は補助参加人らの、各負担とする。</td></tr>
<tr><td colspan="5">上　　告　　の　　趣　　旨</td></tr>
<tr><td colspan="5">原判決を破棄し，更に相当の裁判を求める。</td></tr>
<tr><td colspan="5">上　　告　　の　　理　　由</td></tr>
<tr><td colspan="5">以下の別紙の通り</td></tr>
</table>

＜補助参加人＞
・名古屋市名東区×　×　×　×
一審被告補助参加人　株式会社小西生コ　ン
同代表者代表取締役　小　西　×　×
・名古屋市名東区×　×　×　×
一審被告補助参加人　有限会社　×　×　×
同代表者代表取締役　小　西　×　×

補助参加人ら訴訟代理人弁護士　土　方　周　二
同　植　村　元　雄
同　服　部　充　裕
同　伊　藤　貴　範

別紙　上告理由書

一、趣旨

・名古屋高等裁判所令和４年（行コ）第６０号不当労働行為救済命令取消請求控訴事件・令和５年４月１３日判決(原判決という)に憲法の解釈の誤りがある（民事訴訟法第 312 条 1 項該当)。
第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
第二十八条　勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

・控訴審判決は、「民事訴訟法第 312 条 2 項 6 号　判決に理由を付せず、又は理由に食違いがあること。」に該当する。

二、具体的には

　上告人は本件争点４（３）(HD 組合員の再雇用拒否）について、控訴状 P5～7 で以下に引用するように主張した。
・・・以下引用
「補助参加人は、暴力団等排除条例を根拠に、原告組合員を雇用しないと言い、原告とは団体交渉も含む労使関係を本来形成してはならないと主張する。本件労働委員会被申立人代表者陳述書(乙２０３　P11~12) では「企業においては、暴力や威力・詐欺的手法を用いて利益を得ようとする反社会的勢力とは一切の関係を持たないことを法的に求められていることから確認書（乙９２）は、解除・破棄され」たとしている。
　原告がこの点を本件労働委員会審問で問いただすと、被申立人代表者（調書で

は「当事者本人」）以下のように回答している（乙２１０審問調書 P87～88)。
「当事者本人：反社会的な勢力と法的にもやっぱりそれは仁義的にもそれは付き合うべきじゃないというのは、一般の常識じゃないですか。
申立人：いや、そういうことを聞いているんじゃなくて、あなたの陳述書に法的にと書いているから、何の法ですかと聞いているんです。
当事者本人：いや、法律で決まっているんじゃないですか。
申立人：どの法律か分からんと。あなたの、一切の関係を持たないというのは、交渉や労働協約の締結も含みますか。
当事者本人：もちろん。
申立人：では、その後、交渉に応じてきたのはなぜですか。
当事者本人：それまでの話の中で、やっぱり今の団体交渉をいきなりそこでやめるのは、またまずいと思ったからじゃないですかね。
申立人：一方では禁じられているというふうに思っている。団体交渉をすること自身。
当事者本人：・・・・だけど、正直言って、おたくの今の大阪の関西支部が正直、反社会的勢力ということで新聞にも堂々と名前が出たし、その反社会的勢力ということで出ていましたので、私としてはもう今後付き合ってはいかんなと思っていました。
申立人：交渉は本来やってはいけないけど、 経過があったんでやったということですか。
当事者本人：そういうことですね。」
（被申立人代表者審問調書 P89）
「申立人：そうすると、今の社長のお考えだと、正直なところ、 反社会的勢力に HD さんが、の組織に入っているんだから再雇用する余地はないということですね。社長のお考えだと。
当事者本人：・・・HD 君の今までの行いで、65 歳以上のときにはもう雇用しないと決めたわけですよね。
申立人：今までの行いというのは、さっき言ったことですよね。
当事者本人：そうです。
申立人：もし行いがよければ、反社会的勢力に入っていても雇用できるということですか。
P90：当事者本人：いや、もちろん駄目ですよ。

申立人：もちろん駄目。
当事者本人：はい。
申立人：じゃあ、両方の理由ということでよろしいですね。
当事者本人：そうですね。」

この補助参加人の主張は、正当な労働組合を反社会勢力と断定するその核心において許されないものである。

被告・命令書も「関西生コン支部の役員が複数名逮捕された旨の報道が事実だとしても、平成 30 年 9 月 22 日時点において当該役員の有罪が確定していたとの疎明もなく、また、いうまでもなく労働組合は個々の労働者が参画して組織される団体であるところ、役員の逮捕によって直ちにその労働組合がその労働組合たる資格を喪失するとも、幹部の逮捕と無関係である一般の組合員まで違法行為を行っているともいえない」としているように、例え労組の幹部が逮捕されたとしても、そのことで労働組合が労働組合としての権利を失うわけではなく、また、個々の組合員の権利が失われるわけではない。」

原判決も、「複数の幹部が逮捕された事実によっても、そのことのみから、組合員によって組織される団休たる労働組合自体が反社会的勢力 であると評価するに足りる事情があるということはできない。」としている。

補助参加人は、上記のような弾圧を理由に正当な労働組合を反社会勢力とする誤った認識によって HD 組合員を定年後再雇用しなかったのであるから、これが不当労働行為であることは明らかである。

・・・引用終わり

上記引用の用語の注
・上記「原告」は一審原告である上告人・愛知連帯ユニオンをさす。
・上記「被告」は、一審被告である被上告人・愛知県労働委員会をさす。
・上記「補助参加人」は小西生コン株式会社をさし、本件救済手続きの「被申立人」である。

上告人は、労働組合である全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部と略す）の地方組織（名古屋ブロック）であるが、２０１８年から関生支部は組合活動を巡って、数十人が逮捕され、起訴されるという弾圧を受けた（この事件は現在、複数の事件について有罪あるいは無罪が確定し、複数の事件が係争している）。

２０１９年３月１２日団体交渉において、小西生コンは関生支部への弾圧を理由に関生支部を「反社会勢力」として２０１８年３月１９日の労働協約（乙９２）第３項を破棄し、HD 生久組合員の定年後（２０１９年８月）の再雇用をしないことを通告した。

上告人は上記引用のようにこれを補助参加人による不当労働行為として係争し控訴していたのであるが、原判決は、上告人の控訴を棄却しながら、控訴人のこの部分の主張（組合に逮捕者が出たことを理由とした組合員の再雇用拒否が不当労働行為であるとの主張）を退けた理由を何ら付けなかった。あるいは、原判決は、組合に逮捕者が出たことを理由とした乙９２号証・労働協約破棄を不当労働行為と認定している一審判決を是認しているところ、控訴人のこの部分の主張を退けたことは明らかに理由に食違いが生じる（民事訴訟法第 312 条 2 項 6 号に該当する）。

また、憲法２８条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」とし、それは具体的には労働組合法７条によって団結権を侵害する差別を不当労働行為として禁じているところ、労働組合を「反社会勢力」等と言いなして、それへの加入を理由に雇用を拒否する補助参加人の行為を違法と認めない（被上告人本件命令を取り消さない）原判決は、憲法２８条の解釈を誤っている。

また、憲法は「第１３条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」、「第１４条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」「第２１条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」とされているところ、よしんばその個人が加入する労働組合が多くの逮捕者を出し、有罪になる者があったとしても、法律の手続きを経ることなく、法に保障された各個人（それぞれの各組合員）の勤労者の権利・団結権を侵害してはならないのであり、「逮捕者を出した労働組合の組合員であるからこれを雇用しない」という補助参加人小西生コンの主張を違法としない（被上告人本件命令を取り消さない）原判決は、憲法の解釈を誤っている。

以上